

# 社団法人高岡アルミニウム懇話会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人高岡アルミニウム懇話会 (Takaoka Aluminium Association) と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を高岡市丸の内1番40号に置く。

### (目的)

第3条 本会は、アルミニウム産業に関する調査研究、情報の収集提供、研修会、講習会等を行うとともに、講演会の開催、各種事業への協力等を通じて県内産業の活性化を図り、もって富山県経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

アルミニウム産業全般に関する調査研究

アルミニウム産業全般の情報の収集及び提供

アルミニウム産業に関する経営及び技術に係る研修会等の開催

アルミニウム加工技術に係る検定、講習等の実施

産業、経済等に関する講習会等の開催

県内産業の振興に資する事業等に対する助成及び協力

県内産業に関する行政施策についての提言及び参画

アルミニウム製品に関する広報資料の作成及び展示会の開催又は展示会への参加

その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種類)

第5条 本会の会員は、次の2種とし正会員をもって民法上の社員とする。

正会員は、富山県内でアルミニウム関連事業を営む個人又は法人で、本会の目的に賛同して入会したものである。

賛助会員は、本会の目的に賛同し、その産業の推進を援助しようとする者とする。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 本会の会費及び賛助会員は、月額1口5,000円とし、正会員及び賛助会員はそれぞれ理事会で決議した口数を、毎月末まで納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。  
2. 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

この定款又はこれに基づく諸規定に違反したとき。

本会の名誉を棄損し、又は第3条の目的に違反したとき。

会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(搬出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した会費その他の搬出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第11条 本会に次の役員を置く

会 長 1名

副 会 長 2名

専務理事 1名

常任理事 8名以内

理 事 15名以上25名以内(会長、副会長及び専務理事・常任理事を含む)

常任監事 1名

監 事 2名(常任監事を含む)

2. 役員は、総会において選任する。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく登記簿の謄本を添えてその旨を富山県知事に届け出なければならない。
5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を富山県知事に届け出なければならない。

#### (職務)

- 第12条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。
  3. 専務理事は、本会の常務を処理する。
  4. 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委任された事項を議決する。
  5. 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
  6. 常任監事は、定常的に民法第59条各号に掲げる職務を行う。
  7. 監事は、常任理事会を構成し、定常的に第5項の職務を行う。

#### (任期)

- 第13条 役員任期は役員就任後第2回目の通常総会までとする。ただし補欠または増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
2. 役員は、再任されることができる。
  3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### (解任)

- 第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。
- 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行動があると認められるとき。

#### (役員報酬)

- 第15条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。
2. 役員には、費用を弁償することができる。

## 第4章 会議

#### (種別)

- 第16条 本会の会議は、総会並びに理事会及び常任理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

( 構成 )

- 第 17 条 総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。
2. 常任理事会は、専務理事及び常任理事をもって構成する。
  3. 監事は理事会に、常任監事は常任理事会に出席して意見を述べることができる。

( 権能 )

- 第 18 条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項を議決する。
2. 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。  
総会に付議すべき事項  
総会の議決した事項の執行に関する事項  
その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
  3. 常任理事会は、前項の権能について定常的にこれを代位執行する。

( 開催 )

- 第 19 条 通常総会は毎年 5 月に開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。  
理事会が必要と認めるとき。  
正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。  
監事が民法第 59 条第 4 号の規定により召集するとき。
  3. 理事会は次に掲げる場合に開催する。  
会長が必要と認めるとき。  
理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  4. 常任理事会は、2 箇月に 1 回以上開催する。

( 召集 )

- 第 20 条 会議は、前条第 2 項第 3 号に規定する場合を除き、会長が召集する。
2. 会長は、前条第 2 項第 2 号に規定する場合にあつては請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を、同条第 3 項第 2 号に規定する場合にあつては請求のあった日から 14 日以内に理事会を召集しなければならない。
  3. 会議を召集する場合は、その構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

( 議長 )

- 第 21 条 総会の議長は、会議のつど、出席した正会員の中から選任する。
2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
  3. 常任理事会の議長は、会議のつど専務理事または出席した常任理事の中から互選する。

(定足数)

第 22 条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 23 条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、構成員として、議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、書面表決者又は表決の委任者は、出席したものとみなす。

2. 前項の規定は、理事会及び常任理事会にこれを準用する。この場合において、同項中「総会」とあるのは「理事会」又は「常任理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」又は「専務理事又は常任理事」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 25 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

会議の日時及び場所

正会員又は理事若しくは専務理事及び常任理事の現在数

会議に出席した正会員の数又は理事若しくは専務理事及び常任理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長のほか出席した正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 資産・事業計画等

(資産の構成)

第 26 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

財産目録に記載された財産

会費及び賛助会費

寄附金  
資産から生ずる収入  
補助金等  
事業に伴う収入  
その他の収入

（資産の管理）

第 27 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

（資金の借入れ等の禁止）

第 28 条 本会は、資金の借入れその他の新たな義務を負担し、又は権利を放棄することができない。  
ただし、総会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を受けたものについては、この限りではない。

（事業計画及び収支予算）

第 29 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の承認を得て、富山県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（暫定予算）

第 30 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、その成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。

2.前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第 31 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録並びに会員の異動状況書とともに会長が作成し、監事の監査を経、総会の承認を得て、当該年度終了後 60 日以内に富山県知事に報告しなければならない。  
この場合において資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

（事業年度）

第 32 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第6章 名誉会長等及び事務局

(名誉会長、顧問及び相談役)

第33条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 名誉会長、顧問及び相談役は、本会に対し特に顕著な功績があった者で総会において推挙されたものについて会長が委嘱する。

(委員会)

第34条 本会に、本会の目的を達成するために必要な重要事項を調査・研究するために、委員会を置くことができる。

2. 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上、幹事1名以上及び委員若干名で構成する。
3. 委員長、副委員長、幹事及び委員は、会長が委嘱する。
4. 前3項に定めるもののほかに委員会に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

(事務局)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には必要な職員を置く。
3. 職員の任免は、会長が行う。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2. 民法第68条第2項第1号の総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事の承認を得なければならない。
3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得て、本会と類似の目的を有する公益法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

## 第8章 補 則

第38条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

- 1.この定款は、本会の設立に係る富山県知事の許可のあった日から施行する。
- 2.本会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日とする。
- 3.本会の設立初年度の事業計画及び収支決算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4.本会の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、附則第1項に規定する許可のあった日から平成7年3月31日までとする。

この定款の変更は富山県知事の許可のあった日から施行する。